

B360000

# 育児・介護休業等に関する協定

2025年 4月 1日

エムシーパートナーズ株式会社

## 育児・介護休業等に関する協定

エムシーパートナーズ株式会社 エリア運営センター 愛知オフィス（以下「会社」という。）とエムシーパートナーズ株式会社 エリア運営センター愛知オフィス従業員代表（以下「従業員代表」という。）は、エムシーパートナーズ株式会社 エリア運営センター 愛知オフィス並びに同オフィスに勤務する人材サービス事業部、企画管理部所属の従業員の育児・介護休業に関し、次のとおり協定する。

（育児休業の申出を拒むことができる従業員）

第1条 会社は、次の従業員から1歳（法定要件に該当する場合は1歳6カ月または2歳）に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の従業員
  - (2) 申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
  - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
2. 会社は、次の従業員から出生時育児休業の申し出があったときは、その申出を拒むことができる。

- (1) 入社1年未満の従業員
- (2) 申し出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

（介護休業の申出を拒むことができる従業員）

第2条 会社は、次の従業員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の従業員
- (2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(子の看護休暇の申出を拒むことができる従業員)

第3条 会社は、次の従業員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

(1) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護休暇の申出を拒むことができる従業員)

第4条 会社は、次の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

(1) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(育児・介護のための所定外労働の免除の申出を拒むことができる従業員)

第5条 会社は、次の従業員から所定外労働の免除の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

(1) 入社1年未満の従業員

(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第6条 会社は、次の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

(1) 入社1年未満の従業員

(2) 1週の所定労働日数が2日以下の従業員

(3) 時短勤務が不可能な業務に従事している従業員

(介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第7条 会社は、次の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

(1) 入社1年未満の従業員

(2) 週の所定労働日数が2日以下の従業員

(3) 時短勤務が不可能な業務に従事している従業員

(従業員への通知)

第8条 会社は、第1条から第7条までのいずれかの規定により従業員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

(出生時育児休業中の就業)

第9条 出生時育児休業中の就業を希望する従業員は、就業可能日等を申し出ることが出来るものとする。

(育児短時間勤務)

育児休業、介護休業および関連諸取扱いに関する規則 第19条(育児短時間勤務)について、短時間勤務が困難な業務に従事している場合は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員は、申し出ることにより、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時から午後4時までとする。ただし、所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難と認められる業務の場合、職場が認め、業務遂行が可能な場合に限りテレワーク勤務を可能とする。

(介護短時間勤務)

育児休業、介護休業および関連諸取扱いに関する規則 第20条(介護短時間勤務)について、要介護状態にある家族を介護する従業員は、申し出ることにより、当該家族1人当たり利用開始の日から3年間の間で2回までの範囲内で、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時から午後4時までとする。ただし、所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難と認められる業務の場合、職場が認め、業務遂行が可能な場合に限りテレワーク勤務を可能とする。

2025年 3月 27日

エムシーパートナーズ株式会社

エリア運営センター 愛知オフィス

チーフ 岩倉 七重



エムシーパートナーズ株式会社

エリア運営センター 愛知オフィス

従業員代表 今泉 久美子



育児介護休業に関する協定 新旧対比表（2025年4月1日改訂）

旧	新
<p>(子の看護休暇の申出を拒むことができる従業員)</p> <p>第3条会社は、次の従業員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。</p> <p>(1) 入社6か月未満の従業員</p> <p>(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員</p> <p>(介護休暇の申出を拒むことができる従業員)</p> <p>第4条会社は、次の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。</p> <p>(1) 入社6か月未満の従業員</p> <p>(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員</p> <p>(育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)</p> <p>第6条会社は、次の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。</p> <p>(1) 入社1年未満の従業員</p> <p>(2) 1週の所定労働日数が2日以下の従業員</p> <p>(介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)</p> <p>第7条会社は、次の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。</p> <p>(1) 入社1年未満の従業員</p> <p>(2) 週の所定労働日数が2日以下の従業員</p> <p>(項目新規追加)</p> <p>(有効期間)</p> <p>第10条 本協定の有効期間は、2023年4月1日から2024年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、会社、従業員代表いづれからも申出がない                      ときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。</p>	<p>(子の看護休暇の申出を拒むことができる従業員)</p> <p>第3条会社は、次の従業員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。</p> <p>(1) 入社6か月未満の従業員</p> <p>(1) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員</p> <p>(介護休暇の申出を拒むことができる従業員)</p> <p>第4条会社は、次の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。</p> <p>(1) 入社6か月未満の従業員</p> <p>(1) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員</p> <p>(育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)</p> <p>第6条会社は、次の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。</p> <p>(1) 入社1年未満の従業員</p> <p>(2) 1週の所定労働日数が2日以下の従業員</p> <p>(3) 時短勤務が不可能な業務に従事している従業員</p> <p>(介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)</p> <p>第7条会社は、次の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。</p> <p>(1) 入社1年未満の従業員</p> <p>(2) 週の所定労働日数が2日以下の従業員</p> <p>(3) 時短勤務が不可能な業務に従事している従業員</p> <p>(育児短時間勤務)</p> <p>育児休業、介護休業および関連諸取扱いに関する規則 第19条（育児短時間勤務）について、短時間勤務が困難な業務に従事している場合は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員は、申し出ることにより、以下のように変更することができる。                      所定労働時間を午前9時から午後4時までとする。ただし、所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難と認められる業務の場合、職場が認め、業務遂行が可能な場合に限りテレワーク勤務を可能とする。</p> <p>(介護短時間勤務)</p> <p>育児休業、介護休業および関連諸取扱いに関する規則 第20条（介護短時間勤務）について、要介護状態にある家族を介護する従業員は、申し出ることにより、当該家族1人当たり利用開始の日から3年間の間で2回までの範囲内で、以下のように変更することができる。                      所定労働時間を午前9時から午後4時までとする。ただし、所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難と認められる業務の場合、職場が認め、業務遂行が可能な場合に限りテレワーク勤務を可能とする。</p> <p>(有効期間)</p> <p>第10条 本協定の有効期間は、2023年4月1日から2024年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、会社、従業員代表いづれからも申出がない                      ときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。</p>